

○大分県議会委員会条例

昭和四十年四月一日
大分県条例第十号

大分県議会委員会条例をここに公布する。

大分県議会委員会条例

大分県議会委員会条例(昭和三十二年大分県条例第八号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第一条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

一 総務企画委員会 七人

総務部の所管に属する事項

企画振興部の所管に属する事項

会計管理局の所管に属する事項

選挙管理委員会の所管に属する事項

人事委員会の所管に属する事項

監査委員の所管に属する事項

他の委員会の所管に属しない事項

二 福祉保健生活環境委員会 八人

福祉保健部の所管に属する事項

生活環境部の所管に属する事項

病院局の所管に属する事項

三 商工観光労働企業委員会 七人

商工観光労働部の所管に属する事項

企業局の所管に属する事項

労働委員会の所管に属する事項

四 農林水産委員会 七人

農林水産部の所管に属する事項

海区漁業調整委員会の所管に属する事項

内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

五 土木建築委員会 七人

土木建築部の所管に属する事項

収用委員会の所管に属する事項

六 文教警察委員会 七人

教育委員会の所管に属する事項

公安委員会の所管に属する事項

(昭四一条例一七・昭四三条例二二・昭四四条例三一・昭四六条例一六・昭四八条例一七・昭五二条例一九・昭六二条例八・昭六三条例一七・平元条例三・平二条例一八・平四条例三五・平七条例一五・平九条例二〇・平一一条例三〇・平一五条例二七・平一六条例三五・平一六条例五九・平一八条例三五・平一九条例二七・平二一条例二九・平二七条例二五・平二九条例二一・平三一条例九・一部改正)

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、選任の日から翌年の第一回定例会最終日の前日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第三条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、十三人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員会の委員の任期について準用する。

(平三条例一三・追加)

(特別委員会の設置)

第四条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平二四条例四四・一部改正)

(委員の選任)

第五条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 4 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 5 第三項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条第二項(補欠委員の任期)の例による。
(平三条例一三・平一八条例五三・平二四条例四四・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第六条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
(平三条例一三・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第七条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行なう。
(委員長の議事整理、秩序保持権)

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。
(委員長、副委員長の辞任)

第十条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十一条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
(平三条例一三・平一八条例五三・一部改正)

(招集)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会方法の特例)

第十二条の二 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。

- 一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
- 二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

- 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により、委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第十三条及び第十四条第一項の規定の適用については、出席委員とする。
- 4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
(令四条例一六・追加)

(定足数)

第十三条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十五条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十四条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(委員長及び委員の除斥)

第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開)

第十六条 委員会は、これを公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平一三条例二五・全改)

(秘密会)

第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第十二条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

(令四条例一六・一部改正)

(出席説明の要求)

第十八条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平一二条例二四・平一六条例五九・平二七条例二五・一部改正)

(議事妨害及び離席の禁止)

第十九条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第二十条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第二十一条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平二四条例四四・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十三条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平二四条例四四・一部改正)

(公述人の発言)

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平二四条例四四・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第二十五条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十六条の二 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前三条の規定は、参考人について準用する。

(平三条例一三・追加、平二四条例四四・一部改正)

(記録)

第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(令二条例五一・一部改正)

(会議規則との関係)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に在任する常任委員は、この条例により選任されたものとみなす。

附 則(昭和三十九年条例第一七号)

1 この条例は、昭和三十九年二月一日から施行する。

2 この条例施行の際、現に旧条例の規定により、農水産委員会及び農地林業委員会に所属する委員はそれぞれこの条例の規定により、農政委員会及び林業水産委員会に所属を変更されたものとみなす。

附 則(昭和三十四年条例第二二号)

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十五年条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十六年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十八年条例第一七号)

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第一九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第八号)

この条例は、昭和三十九年四月三十日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、大分県部設置条例の一部を改正する条例(昭和三十九年大分県条例第二号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第一七号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年三月三十日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県議会委員会条例第二条の規定による常任委員会は、改正後の大分県議会委員会条例第二条の規定による常任委員会の委員が選任されるまでの間、同条の規定にかかわらず、存置するものとする。

附 則(平成二年条例第一八号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年条例第三五号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年条例第二〇号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三〇号)

この条例は、平成一一年八月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第二四号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第二五号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第二七号)

この条例は、平成十五年四月三十日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に総務企画文化警察委員会、商工労働観光企業委員会及び文教委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による改正後の総務企画委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとする。

附 則(平成一六年条例第五九号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第三五号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四四号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二五年三月一日)

附 則(平成二七年条例第二五号)

(施行期日)

- 1 この条例中第十八条の改正規定は平成二十七年四月一日から、第二条の改正規定は同月三十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第十八条の改正規定に限る。)の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成二九年条例第二一号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第九号)

(施行期日)

- 1 この条例中第二条第一号の改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は大分県部等設置条例の一部を改正する条例(平成三十一年大分県条例第一号)第三条及び第六条の改正規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成三一年四月二六日)

(経過措置)

- 2 この条例中第二条第三号の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の大分県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による商工労働企業委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による改正後の大分県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による商工観光労働企業委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例中第二条第三号の改正規定の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会に付議されている事件で審査又は調査中のものは、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(令和二年条例第五一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に会期が終了する定例会に係る記録については、第一条による改正後の大分県議会委員会条例第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和四年条例第一六号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。